

# 遺族年金請求書類チェックリスト



【請求書類提出先】 ※必ず郵送等で提出してください。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部給付課 副作用給付第一係

以下の必要書類が整っていることをご確認の上、ご提出ください。  
※書類は返却いたしませんのでコピーをお取りください。

① 「遺族年金請求書」

② 「遺族年金・遺族一時金・葬祭料診断書」

(注)副作用による疾病で死亡するまでの経過がわかる医療機関の診断書が必要です。

③ 「投薬・使用証明書」又は「販売証明書」「一般用医薬品服薬状況説明書」

複数の医療機関や薬局で処方されていた場合、全ての箇所の証明書がありますか？

(注1)④は過去に同じ疾病で医療費・医療手当、障害年金、障害児養育年金の支給決定があった場合、不要です。

(注2)③と④の医療機関が同じ場合、投薬・使用証明書は不要です。

④ 「死亡診断書」の写し又は「死体検案書」の写し

⑤ 「戸籍謄本」又は「戸籍抄本」

⑥ 「住民票」(除票)と世帯全員の「住民票」(各1部)

亡くなられた方の世帯全員の「住民票」と「除票」、請求する方の世帯全員の「住民票」がありますか？

⑦ 「課税証明書」又は「非課税証明書」(収入が確認できるものいずれか1部)

世帯全員の住民票に記載のある方全員分及び亡くなられた方の分がありますか？

以下に該当する場合は、書類をご提出ください。

◆院外処方箋の場合(お手元があれば)

⑧ 「お薬手帳」又は「薬剤情報提供文書(薬局で渡されるお薬の説明書)」の写し